

### 1. 職員の意識の研鑽

産業廃棄物行政においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重要であり、そのためには事業者との相互理解や信頼醸成が必要であるが、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要である。

そのためには、先入観にとらわれず、客観的な情報等に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切である。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つとともに、些細なことから違反行為の兆候を察知できるように、行政としての感覚を研鑽していく必要がある。また、それらの兆候を総合的、有機的にとらえると同時に、客観的に把握して、迅速、的確な対応ができるように、職員研修の充実を図ることも必要である。

### 2. 指導監督体制の強化

#### ア 指導監督権限の適正な行使

許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処理を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際に、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、継続的で、効果的な監視手法を検討することが必要である。

また、職員が統一的で公正な指導ができるように、明確な行政指導マニュアルを作成するとともに、行政指導に従わない事業者に対しては、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使するため、県による不作為が生じないようにするために、県としての方針や行政処分マニュアルを整備することが必要である。

#### イ 必要な情報の整備

組織として迅速かつ的確に指導監督を行うためには、事業者に対する苦情対応をはじめ、行政指導、行政処分等の経過と今後の対応方針を明確に記録整備し、組織として情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要である。

#### ウ 執行体制の充実

組織内体制として、当時処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせると、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置について、できるだけ配慮されることが望まれる。

### 3. 住民等との連携強化

生活環境上の不安の解消を図るためには、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかりと果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る努力を行うことが必要である。

住民は、絶えず処分場を監視しており、県が得られない情報を有していることが多く、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要がある。

また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要である。